

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

昨年4月から後期高齢者医療制度が施行されたが、この制度は、75歳以上のすべての高齢者を対象としており、75歳に到達することにより、それまで加入していた国民健康保険やその他の健康保険を脱退しなければならない。

しかし、後期高齢者医療保険料は、75歳以上の高齢者の医療費や人口が増加するに従い引き上げられる見込みであり、「後期高齢者診療科」については、年齢により医療を差別化し、必要な医療を受けることを制限するとの問題が指摘されるなど、制度導入時から国民の不満が多く、批判が日に日に高まっている。

こうした状況の中、昨年5月に、民主党、日本共産党など4党が「後期高齢者医療制度廃止法案」を参議院に提出、6月には可決されたものの、その後、衆議院では審議が棚上げにされてきた。しかし、今年8月の衆議院議員選挙の結果を見れば、後期高齢者医療制度の廃止を求める民意が示されたことは明らかである。

後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直され、来年4月には、現行の保険料よりも12%引き上げられるとの見通しで、今後、後期高齢者医療制度が1日でも長く続くことになれば、保険料負担が増大し、必要な医療を受けることが制約されるなど、高齢者が安心して医療にかかることを阻害するおそれがある。

よって、国会及び政府においては、後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者の医療に対する信頼を回復するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）12月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道所属議員全員